

優秀修士論文概要

英仏両国の西インド貿易商と政治

—— アメリカ独立戦争期を中心に ——

栗 原 宏

■研究目的

重商主義の時代において、西インド貿易は両国でもっとも重要な経済活動であった。本研究では、この時代の英仏両国の西インド貿易商に注目し、アメリカ独立戦争期を対象に彼らの経済活動、政治活動を分析、比較することで、18世紀末において両国の貿易政策の違いがどのように生じたかを明らかにする。

■第1章 (イギリス) 西インドイントレストと航海法体制

西インド貿易に携わった貿易商人やプランターを始めとする様々な利害関係者は「西インドイントレスト」と呼ばれる強力な圧力団体を形成した。西インドイントレストは、プランター、西インド貿易商、不在地主、それに庶民院議員から構成される。これらのグループは、一枚岩の強固な組織ではなく、それぞれの利益のためにお互いに対立、抗争をする場合も多かった。しかし、西インド貿易全体の利害が絡むような事案に対しては、庶民院議員を中心に一体となって政治的影響力を行使し、18世紀後半には最強の圧力団体となることに成功する。

西インド貿易は、プランターから生産物の運送、販売を委託されてその対価としてコミッションを受け取るという委託販売システムによって行われており、先進的な金融制度、法制度がこれを支えていた。18世紀に砂糖の需要は伸び続けたため、貿易商は委託販売制により資本を蓄積していった。

西インドイントレストは、その独占的地位を守るためには航海法による保護貿易体制を必要としたが、一方で保護貿易の枠内では経済的自由を望んだ。このような矛盾した要求を実現するために西インドイントレストは政治力を行使して、1733年糖蜜法の制定や王立アフリカ会社の独占権廃止を勝ち取り、保護貿易体制の維持と、その枠内での自由貿易の権利の確保という相矛盾した目標を達成することに成功する。

七年戦争に政府は財政赤字補填のために1764年に砂糖法を制定するが、北米植民地からの激しい反対を引き起こす。1765年に印紙法により北米植民地からの抵抗はさらに激化する。商業を重視するロッキンガム政権は印紙法を撤廃し、1766年にフリーポート法を制定して複数の自由貿易港を設置した。これは航海法の大原則からの逸脱であったが、植民地側の事情でこの原則は部分的とはいえ破られた。印紙法の撤廃とフリーポート法の制定は、西インドイントレストの政治力の勝利とすることができる。

■第2章 (フランス) ネゴシアンと排他制

18世紀フランス重商主義の経済活動を支える主体となったのは、ネゴシアンと呼ばれる貿易商人で

あった。ネゴシアンは商業に対する根強い偏見のために社会的には低い地位に置かれた。対外貿易の重要性を理解した政府は、そのような偏見を撤廃するための法令を發布する一方、ネゴシアンの意見を聴収して政策決定に生かすために、貿易都市から代表を招集して商務顧問会議を設立する。さらに主要商業都市に対し、有力なネゴシアンをメンバーとする商業会議所の設立を命じた。国力強化を目指す政府は、ネゴシアンを重視し、その経済力を利用する取り組みを続けた。

金融制度が未発達であったフランスでは、ネゴシアンの経済活動は「信用」によって支えられており、「信用の輪」に入ることが商売をする上で決定的に重要であった。しかし、財務基盤の脆弱なプランターとの取引は生産物を介した物々交換に頼るしかなかったため、ネゴシアンにしばしば大きな損失をもたらした。このことによりネゴシアンとプランターの対立は続いた。

フランスの重商主義はルイ15世の下で大きく転換する。奴隷貿易が完全に自由化された一方、1717年には植民地貿易に携わることができる港が13に制限され、1727年には外国船に対する規制を一本化し罰則を強化する王令が発せられた。この王令により保護貿易体制は完成する。この体制は、植民地貿易から外国船を完全に排除することを目的としていたため「排他制」と呼ばれた。

七年戦争期に政府は排他制を暫定的に緩和したが、本国ネゴシアンから激しい抗議を受ける。戦後、海軍大臣ショワズールによる排他制改革の試みも、ネゴシアンの反対により一旦は挫折する。1766年、次の海軍大臣プランスランは、植民地の苦境をこのまま放置しておくことは出来ないと判断し、二つの自由貿易港を開設する商務顧問会議裁決を制定した。この裁決は排他制の緩和を恒久的に認めた初めての法令となり、植民地の経済的苦境をある程度軽減することに貢献した。

■第3章 （イギリス）アメリカ独立戦争期の西インドイントレスト

1773年5月のボストン茶会事件に対する懲罰措置としてイギリス政府は「高圧的諸法」を制定する。北米各植民地は対抗して、本国およびその植民地への輸出入ボイコットを決議した。西インド植民地では食料、木材等の必需品を北米植民地からの輸入に頼っていたため、西インドイントレストは一致して政府に融和策への転換をせまった。しかし本国による課税権という憲法に係わる重要な事項であったため、政府が植民地に対する強硬策を変更する余地はなかった。この失敗は、西インドイントレストの圧力団体としての限界を示すこととなった。

アメリカ独立戦争の勃発により13州植民地との通商は断絶し、西インド植民地は経済的な危機に陥る。1778年にフランスがアメリカ側に立って参戦すると事態は一層、深刻化した。この危機的な状況下、西インドイントレストは政府に対し海上通商路の確保と西インド諸島の防衛強化を強く要求し、政府はこの要求に答える。一方で、政府は西インドイントレストの反対を押し切って、戦費調達のために砂糖とラム酒への関税引き上げを決定、西インドイントレストの影響力は徐々に衰えを見せ始めた。

アメリカ独立戦争終結後、大蔵大臣ピットは、アメリカをイギリス国内の国と同様に扱うという通商法案を提出する。しかし、この法案は庶民院で反対派から激しい攻撃にさらされる。反対派の根拠は、独立国となったアメリカ合衆国は完全に外国として扱うべきということであった。プランターはピット案に賛成するが、本国の貿易商は海運業と工業でのアメリカとの競合を恐れ反対した。このことは、西インドイントレストの中で、プランテーション経済に依存するプランターと、工業、海運業への資本分散を進めた本国貿易商の利益が乖離してきたことを示している。結局、航海法体制を維持し、アメリカ船を完全に植民地から排除することを定めた1784年7月の枢密院勅令が制定される。西インドイントレ

ストの中でプランテーション経営に依存する勢力の後退が明確に示されることになった。

■第4章（フランス）アメリカ独立戦争と排他制の崩壊

1778年にフランスが参戦すると、海上ルートはイギリスにより途絶され、ネゴシアンは経済的に大きな損失を出した。そのため、ネゴシアンは海軍による海上通商路の防衛を政府に求める。この要求はコンボイによる商船護衛策の導入で一応達成され、開戦2年目からの被害は減少していく。しかし、全体としてアメリカ独立戦争によりネゴシアンの財務状況は悪化し、破産するネゴシアンも多かった。

一方、植民地では海上交通ルートがイギリスに脅かされたために食料不足が深刻化する。サン・ドマングとマルティニークの両植民地政府は、対策として外国船の入港を暫定的に許可する行政令を制定し、本国政府もこれを黙認する。戦時における排他制の維持は限界にきていることは明白であった。

アメリカ独立戦争終結後も、経済的困窮に対応するため植民地政府は暫定的に排他制を緩和する現地法令を次々と発する。海軍大臣カストリは、秘密裏に政府内で排他制の将来の扱いについて協議を重ね、1784年8月30日の国務顧問会議裁決を制定した。この裁決により自由貿易港の数は大幅に増やされ、許可される輸出入産品も拡大した。排他制はその実質的意義を失ったことになる。本国のネゴシアンは政府に対し激しく抗議したが、政府の決定が覆ることはなかった。アメリカ合衆国の成立は、フランスの保護貿易体制に大きな変更をもたらした。

■結論：「英仏両国の西インド貿易商」比較

イギリスの西インドイントレストは、プランターと貿易商を中心に緩やかに統合された圧力団体であり、この集団の内部での抗争はほとんど存在しなかった。また委託販売制を採用によりプランターと貿易商の利害が一致していたが、フランスでは下層階級出身の植民地プランターを本国ネゴシアンは蔑視し、両者の対立関係は解消されなかった。そのためネゴシアンの政治的影響力は限られ、庶民院議員を代表として議会に送り込んでいた西インドイントレストの強大な政治力とはその点で好対照であった。イギリスでは18世紀を通じてプランテーションを中心とする西インド経済から得られる利益は総体として増加し続けたのに対し、フランスでは、プランターとネゴシアンがそれぞれ別個に利益を追求したため、お互いに干渉し合って経済効率が阻害された。18世紀後半に、フランスの対外貿易は量的にはイギリスを凌ぐまでに発展したが、資本蓄積が進まなかったのはこのような理由による。

アメリカ独立後、両国は対照的な通商政策を採用するに至った。イギリスでは西インド貿易で蓄積された資本が工業、海運業といった別の産業に投下され、西インド経済の重要性は徐々に低下していた。これらの産業にとって新生アメリカ合衆国は競争相手となる。そのために自由貿易主義への転換は阻止され、航海法による保護貿易体制が続くことになった。フランスでは、西インド植民地の生存にはアメリカとの貿易が不可欠であったため、本国ネゴシアンの反対にも関わらず排他制は実質的に放棄されることになった。このようにアメリカ独立戦後、両国の重商主義政策には大きな相違が現れた。

優秀修士論文概要

ボヘミア連合規約の運用実態の検討

—— ボヘミア連合諸邦による全体防衛に着目して ——

佐藤 健 人

本論文では1619年7月31日に成立したボヘミア連合が、構成諸邦の諸身分の同意のもとで、信仰の自由と制限王政を連合諸邦が共同で保障する体制であることを明らかにし、さらに、この体制のもとの全体防衛の実態を検討した。

1619年7月31日、ボヘミア連合規約の承認を行うべく、ボヘミア王国の諸身分とモラヴィア辺境伯領、シレジア諸侯領、上ラウジッツ辺境伯領、下ラウジッツ辺境伯領の使節たちがプラハ城を訪れた。ボヘミア連合規約は、約4時間かけて読み上げられたあと、誓約と押印によって承認された。その後、祝砲が放たれ、プラハ中の鐘が鳴らされた。ボヘミア王冠諸邦の諸身分たちがボヘミア連合を、盛大な儀式で承認するにふさわしいほどに重要であるとみなしていたことは疑いない。それではなぜ彼らはボヘミア連合に重要性を見出したのであろうか。そして、そのような重要性を見出されたボヘミア連合規約はどのように運用されたのであろうか。

第一章では研究史の整理を行った。従来のボヘミア連合の研究は、法制史・国制史の観点からボヘミア連合の前史と王冠国制の改革というボヘミア連合規約の意義とを明らかにしてきた。しかし、二点の課題がある。パールケは「絶対主義のオルタナティブ」という観点から上述のようにボヘミア連合を評価したのであるが、この観点からでは信仰に関する規定を始めとした法的ヒエラルキーと関係しない条項が含まれているのかを十分に説明することができない。したがって、ボヘミア連合規約を総体的に説明するために、パールケとは異なる観点からボヘミア連合がいかなる体制であったかを明らかにすることが一つ目の課題である。また、ボヘミアの反乱研究は主に外交史と伝記的アプローチから行われてきたために、ボヘミア連合の実態に関心が向けられなかった。それ故、ボヘミア連合の運用実態を検討することがもう一つの課題である。

第二章では史的前提として、ボヘミア王冠諸邦内のヒエラルキー、16世紀後半以降のモナルコマキ思想の展開、そして17世紀初頭のハプスブルク諸邦間の連合形成運動を概観した。1348年、ボヘミア王カレル1世は、後のモラヴィア辺境伯領にあたる諸地域、シレジア諸侯領、後の上ラウジッツ辺境伯領にあたる諸地域を「ボヘミア王国とボヘミア王国の王冠に」編入し、ボヘミア王冠諸邦を形成した。だが上述の諸領邦の緩やかな一体性を意味していたにすぎないボヘミア王国の王冠概念は、15世紀以降、諸邦間の法的なヒエラルキーを正当化した。このような法的なヒエラルキーを解消しつつ、「暴君」に対する抵抗権を諸身分に認める思想的な背景を提供したのがモナルコマキ思想であった。モナルコマキ思想を総合して団体的な国家論を打ち立てたのがアルトゥジウスである。彼の理論はボヘミア王国の諸身分による国王選挙権の独占に異を唱えようとする周辺諸邦の諸身分と、選挙王政の伝統を維持し、諸身分に抵抗権を認めようとしたボヘミアの諸身分の双方の役に立ちうるものであった。しかし、モナルコマキ思想は初めから連合と結びついていたわけではなかった。モナルコマキ思想を受容し、連合へと結

びつけたのは、ハプスブルク諸邦のカルヴァン派と兄弟団の貴族たちである。彼らの連合形成運動は1608年の連合に結実する。1608年の連合は、和約の維持や信仰の自由の保障のために複数のラントが一致して、場合によっては武力を用いて、行動するものであった。これはボヘミア連合の性質を考えるうえで重要な論点となる。

第三章では、ボヘミア連合がいかなる体制であったかを明らかにするために、ボヘミア連合の形成過程およびボヘミア連合規約を分析した。1618年5月にボヘミア諸身分反乱が勃発したが、他の王冠諸邦を反乱側に引き入れて連合形成を開始するのに約1年かかった。1619年4月からは順次、ボヘミアとその他の諸邦の間で連合形成に向けた交渉が開始された。4月12日にボヘミアのディレクトルがシレジア使節に提示した「エゲル条項」は、信仰に関する条項と国王の権利の制限に関する条項を含んでいた。これは、マティアスによって毀損された「1609年の勅書体制」を新たに作り直す試みであった。4月13日には、「信仰の事柄」のみを対象とした同盟に代わり、「政治的な事柄」に関しても軍事行動を起こすことのできる連合に、シレジアが加わる意思を示した。4月22日、シレジアに対して国王選挙権を認めるといったボヘミア側の譲歩がなされた協定が成立した。4月末には上ラウジッツ使節がプラハに到着し、シレジア使節とともにボヘミアのディレクトルと交渉を開始した。上ラウジッツ諸身分は、カトリック化を推進するラントフォークトに抗する目的で1609年の同盟に加わろうとしていた。上ラウジッツに信仰の自由を認める「勅書」の草案の準備は順調に進んだが、軍事援助の規定はシレジア使節の反対に直面した。上ラウジッツ使節は歩兵200と騎兵100しか提供しないにもかかわらず、緊急時にはそれ以上の援助の必要をほのめかしたためである。このような軍事同盟の本質にもかかわる議論が展開されながらも、5月26日にボヘミアと上ラウジッツとの間で協定が成立した。ここでもボヘミアは上ラウジッツに対して譲歩をした。軍事援助の規定等は全国議会で協議されることとなる。この時期に下ラウジッツ使節もプラハで協議を行っており、28日にボヘミアと下ラウジッツとの間で協定が締結された。モラヴィア諸身分もまた連合について協議するべく、ロウボヴァに率いられた使節を派遣した。この交渉は5月13日付の指示書にしたがって行われた。指示書に書かれた要求は、護教官の設置、防衛についての条項の締結、モラヴィアの自立性と特権における対等性の3点であった。7月5日にボヘミアとモラヴィア間の協定が締結した。このように、ボヘミア側が他の王冠諸邦に対して譲歩することによって連合形成は大きく前進した。

7月8日に全国議会が開会すると、連合に関する協議や条項の修正が行われた。23日にボヘミアの諸身分がプラハへと集まり、彼らだけで協議を行った。26日からは、各ラントの使節も交えて協議が行われた。30日になってようやく合意に達し、翌31日には盛大な儀式と共に連合規約が承認された。次いで、全100条のボヘミア連合規約を5つの側面に整理した。すなわち、(1)信仰に関する条項、(2)国王の権利の制限に関する条項、(3)全体防衛に関する条項、(4)護教官に関する条項、(5)諸邦の特権上の同格性と自立性に関する条項である。(1)と(2)は「エゲル条項」に由来し、これらを(3)と(4)が保障していることが明らかになった。したがって、ボヘミア連合は、構成諸邦における信仰の自由および制限王政を、連合諸邦が共同で保障する体制であった。他方で、先行研究が重視してきた(5)は周辺諸邦を引き込むべく連合形成の過程で生み出されたものであった。

第四章ではボヘミア連合という共同保障体制のもとで諸邦の諸身分がどのように行動をしたのかを明らかにするために、軍事援助をめぐる交渉に焦点をあてる。ここ扱う全体防衛は国外の敵からの防衛である。まず、1619年8月に行われた対モラヴィア援助をめぐる交渉を取り上げた。この交渉は、「国王

不在」の状態、かつボヘミア連合成立直後に行われたものであった。危機の増大を受けて、ボヘミアは即座に援助を決定し、シレジアは交渉の末、連合規約の規定通りの援助を決定した。一連の交渉において、諸邦の諸身分は連合規約を根拠にしつつも、現実的な判断を下していたことが明らかになった。次いで、ピーラー・ホラの敗戦の約2カ月前、すなわち1620年8-9月にかけて行われた軍事援助を取り上げた。1619年11月にプファルツ選帝侯フリードリヒがボヘミア王となった点と連合が成立して時間経ってから行われた点が上述の軍事援助と異なる点である。1620年8月、フェルディナント2世から帝国執行の委任を受けたザクセン選帝侯がラウジッツへ、同様の委任を受けたバイエルン公がボヘミアもしくはモラヴィアへ同時に進攻しようとしていた。国王フリードリヒが兵力の移動や募兵の要請においてイニシアティブを発揮しつつも、シレジアの諸侯と諸身分が募兵の実施および援助数の決定において主体性を発揮したことが明らかになった。また、シレジア側の史料からは諸邦間で「連合にしたがった」援助要請が行われていることがわかり、諸邦間の交渉が存続していたことが示唆された。以上のように、諸邦の諸身分は連合規約を積極的に参照して全体防衛を実施していたのである。

ボヘミア連合が信仰の自由を共同で保障する体制であったという理解は、宗派化の研究と近世国家研究とを結びつける可能性を提示している。ボヘミア連合の全体防衛は、国王と住民による信仰を理由とした迫害を抑止するものであった。つまり、ボヘミア連合の複合性が急進的な宗派化を阻害し、多宗派並存の維持に役立った可能性がある。したがって、近世国家の複合性と宗派化との関連を検証する必要性を提起するのである。

また、全体防衛の実態の検討からは、ボヘミア王冠諸邦の諸身分が緊急時に交渉を通して緊密な連携を行っていたことが明らかになった。この事実は、従来の近世国家研究に新たな視座を提供する。従来の近世国家研究は、君主と諸身分間の交渉に着目する一方で、諸身分間の交渉には十分な関心を向けてこなかった。だが、上述の事実は、近世国家の維持にとって諸身分間の交渉もまた重要であったことを意味している。君主と諸身分間の交渉と諸身分間の交渉を一体として分析することで、近世国家像をより「立体的に」提示することができるであろう。